

千葉県環境教育教材等作成会議設置要領

1 設置

小学生や中学生の環境に関する理解を深化させ、環境保全活動に参加する意識の向上や環境問題の解決に向けた能力の育成など、環境教育の体系的かつ継続的な推進を図ることを目的とし、小学校及び中学校における環境教育関連の教材及び資料の充実を図るため、千葉県環境教育教材等作成会議を設置する。

2 作成会議の構成及び任期

- (1) 千葉県環境教育教材等作成会議は、「小学生用教材作成会議」及び「中学生用教材作成会議」（以下総称して「各作成会議」という。）により組織する。
- (2) 各作成会議の委員はそれぞれ15人以内とし、別表に属する者をもって構成する。
- (3) 委員の任期は、当該年度の1年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

3 所掌事務

各作成会議は、次の各号に掲げる事項について、協議・検討する。

- (1) 小学生及び中学生用の環境教育に関連する教材や資料の作成に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、小学校及び中学校における環境教育の推進に関する事項

4 座長

- (1) 各作成会議にそれぞれ座長を置く。
- (2) 各作成会議は、環境総務課に属する者が座長となり会議を主宰する。

5 作成会議

- (1) 各作成会議は、当該各作成会議の座長が招集し、議長となりこれを主宰する。
- (2) 座長が必要と認めたときは、各作成会議の委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

6 事務局

各作成会議に事務局を置き、環境局環境保全部環境総務課が担任する。

7 補則

この要領に定めるもののほか、各作成会議の運営に必要な事項は環境総務課が、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成18年7月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

【小学生用教材作成会議】

No	区分	所属等		備考
1	教育委員会	教育総務部	総務課	
2		学校教育部	教育指導課	2 人
3			市立小学校	3 人
4		生涯学習部	生涯学習振興課	
5	環境局	環境保全部	環境総務課	座長
6			環境保全課	2 人
7			環境規制課	
8			脱炭素推進課	
9		資源循環部	廃棄物対策課	
10			収集業務課	
11			廃棄物施設維持課	

【中学生用教材作成会議】

No	区分	所属等		備考
1	教育委員会	教育総務部	総務課	
2		学校教育部	教育指導課	2 人
3			市立中学校	4 人

4		生涯学習部	生涯学習振興課	
5	環境局	環境保全部	環境総務課	座長
6			環境保全課	2 人
7			環境規制課	
8			脱炭素推進課	
9		資源循環部	廃棄物対策課	
10			収集業務課	
11			廃棄物施設維持課	